

千葉市WEBアンケート実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市WEBアンケート調査（以下「アンケート」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

(アンケートの実施及び回答)

第2条 市は、インターネット上にアンケートを公開します。

2 アンケートは、市内に在住または在勤、在学し、インターネットを利用して日本語で回答することができる者を対象とします。ただし、アンケートの内容によっては市内に在勤、在学していない市外在住者も対象に含めることがあります。

3 アンケートの回答は1人1回のみ行うことができます。2回以上回答を行った場合、1回目の回答のみ有効とし、2回目以降の回答は無効とします。

4 1回のアンケートの実施期間は原則10日間程度とします。

(謝礼等)

第3条 市は、予算の範囲内でアンケートの回答者に対し、謝礼等を支給します。

2 謝礼の申し込みは、前条第3項を準用します。

3 謝礼は、アンケートの回答者の中から抽選を行い、当選者を決定します。

4 前項に定める謝礼の種類、提供方法、提供期間、抽選の当選確率は広報広聴課長が定めるものとします。

5 謝礼を希望する者は、郵便番号、住所、氏名、メールアドレスまたは電話番号、希望する謝礼の種類を入力することとします。入力していない場合は、抽選の対象外とします。

6 住所、氏名が正しく入力されていない等の理由により、謝礼が返送された場合、当選は無効とします。また、無効になった謝礼を他の回答者に割当することはいたしません。

7 謝礼以外のものを支給する場合には、支給基準を、広報広聴課長が定めるものとします。

(回答内容の著作権)

第4条 アンケートで回答した内容の著作権は、全て市に帰属するものとし、市はその回答内容を自由に抽出・編集し、回答者の承諾なしに個人情報を除き公開することができるものとします。

(免責)

第5条 「アンケートを回答したことにより回答者が何らかの損害を受けた場合」、

「システムトラブル等によりアンケートを受け付けられなかった場合」及び「データの消失その他の不具合が発生した場合」、市は一切責任を負いません。

（費用の負担）

第6条 アンケートを回答する際に要するインターネットの通信料については、回答者の負担とします。

（個人情報の利用目的）

第7条 回答者が開示した個人情報は次の各号に定める目的のために利用します。

- （1） 希望者にアンケートの実施及び市政に関する情報を案内すること。
- （2） 市政運営の施策に反映及び企画向上のための集計・分析等に用いること。
- （3） 第3条に定める謝礼等に関すること。

（内容の変更または停止もしくは廃止）

第8条 市は、予告なしに本制度の内容の一部もしくは全部を変更し、または本制度の一部もしくは全部を停止もしくは廃止する場合があります。

なお、市が変更又は停止もしくは廃止を行った場合、当該内容を市のホームページ上に掲示することにより、市民等に対し当該内容の通知を行ったものとします。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報広聴課長が別に定めま

ず。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。